

【参考資料】信用保証協会を利用できないケース例

(1) 反社会的勢力

(2) 対象外業種

農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体（NPO 法人を除く）、LLP（有限責任事業組合）等、その保証協会が支援するのは難しいと判断した業種等。

保証対象外業種等	摘要
農業	次の業種を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・荒茶、仕上茶の製造業 ・もやし栽培農業 ・蚕種製造業 ・蚕種製造請負業 ・菌床栽培方式きのこ生産業 ・苗床栽培方式のかいわれ大根製造業 ・人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業 ・家畜貸付業 ・園芸サービス業 ・蹄鉄修理業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 150px; margin-top: 10px;">製造加工設備を有するものに限る。</div>
林業	次の業種を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・素材生産業及び素材生産サービス業 ・製造加工設備を有する製薪炭業、薪請負製造業、炭焼請負業及び炭賃焼業
狩猟業	全業種
漁業	全業種
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。
金融業、保険業	保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。
卸売業、小売業（飲食業を除く）、浴場業、娯楽業、物品賃貸業、宿泊業及びインターネット附随サービス業等のうち右に該当するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
飲食業のうち右に該当するもの	風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるもの。
サービス業のうち右に該当するもの	取立業（公共料金又はこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。）
学校	学校法人が経営するもの。
宗教、政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体（NPO法人を除く。）、LLP（有限責任事業組合）	

(3) 資金用途について

① 事業資金以外の資金用途の場合

例：子供の学費・自宅部分に係る増改築資金

② 既存の金融機関借入返済資金の場合

ただし、当該金融機関からの既存保証付債務の返済資金や高利の返済資金などで保証協会が特に認めた場合は例外

(4) 財務内容等について

① 確定申告していない場合（「創業融資保証」等を除く。）

② 税金や社会保険料を滞納し、完納の見通しが立たない場合

例：所得税・事業税・消費税・預かり源泉税などを滞納しており、滞納が解消できない。

- ③ 事業実態・資金使途・返済能力などを判断するための資料がない場合
例：事業実績や確認できる伝票や帳簿等がない。
- ④ 粉飾決算や融通手形操作等を行っている場合
例：実際は赤字だが、架空の売上を計上し、黒字決算としている。
- ⑤ 多額な高利借入を利用して、早期解消が見込めない場合
- ⑥ 業績が極端に悪化し、大幅な債務超過の状態に陥っており、事業好転が望めず、事業継続が危ぶまれる場合

(5) 対象企業でも利用にできない主なケース

- ① 保証協会の代位弁済先で、協会に求償債務が残っている場合
- ② 求償権の保証人として保証債務を負っている場合
- ③ 保証付融資の返済が延滞中の場合
- ④ 前回の保証が設備資金で、その設備を履行していない場合
- ⑤ 保証の無担保限度を超え、追加保証に担保の提供がない場合
- ⑥ 手形交換所または電子債権記録機関で取引停止処分を受けている場合（原則として1回目の不渡または支払不能から、6ヶ月を経過していない場合を含む。）
- ⑦ 破産、民事再生、会社更生等法的手続き中または内整理等私的整理手続き中、申立中の場合
※企業再生支援関連保証制度の利用ができる場合があります。
- ⑧ 借入金について延滞等の債務不履行がある場合
- ⑨ 担保を無断で滅失（建物取り壊し）した場合
- ⑩ 事業は行っているものの、主たる収入は給与収入であり、事業売上は僅少で、経営として成り立たない場合
例：副業で賃貸業を営んでいるが、家賃収入は数万円で、事業として経営的に成り立っていない。
- ⑪ 倒産した会社の営業・商業を引き継いだ第二会社、実質第二会社と認められる場合で、前会社の債権・債務などの引継ぎ状況等が確認できない場合
- ⑫ 事務所や従業員が親会社と重複しており、企業としての独立性がない場合
- ⑬ 最終登記後12年以上経過した株式会社で、会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされた場合
- ⑭ 合理的な理由なく法人の商号・本社所在地・業種・代表者が頻繁に変更されている場合
- ⑮ 前回保証資金が、資金使途・目的に反して流用されていた場合
例：店舗改装資金で保証を受けたが、改装せず、資金を第三者に貸し付けた。
- ⑯ 暴力的不法行為者が申し込む場合
- ⑰ 保証申込必要書類に偽造や虚偽の記載がある場合
- ⑱ 代表者が同一の関連会社が破綻している場合
例：製造業とその製品の卸売業を営んでいるが、製造業が既に破綻しており、卸売業も事業継続が困難となっている。
- ⑲ 連鎖販売業・靈感商法等、保証協会が保証にふさわしくないと判断する販売形態など
- ⑳ いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介在・介入する保証申込は、取り扱いいたしませんのでご注意ください。